

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月8日
【届出者の氏名又は名称】	Song Bidco合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区日本橋室町四丁目3番9号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町四丁目3番9号
【電話番号】	03-6262-5444
【事務連絡者氏名】	Colm John O'Connell
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	Song Bidco合同会社 (東京都中央区日本橋室町四丁目3番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、Song Bidco合同会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、サムティホールディングス株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注6) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)又は第14条(d)及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

- (注8) 本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者(affiliate)は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注9) 公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(それらの関連者(affiliate)を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者の英語ウェブサイト(又はその他の開示方法)においても開示が行われます。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者が2024年10月15日付で提出した公開買付届出書(2024年10月17日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、公開買付者と対象者との間の協議により、本公開買付け後の対象者の臨時株主総会の開催及び公開買付者からの取締役の派遣に関する方針が変更されたことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付け後の経営方針

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第 1 【公開買付要項】

#### 3 【買付け等の目的】

- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針  
本公開買付け後の経営方針

(訂正前)

本公開買付けが成立した後の経営方針について、ヒルハウス及び大和証券グループは、対象者の自主性を尊重しながら、主に上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の各施策を講じることにより、対象者に配慮した上でそのビジネスモデル及び収益構造を転換し、対象者の企業価値を高めることを目指します。

なお、HK HoldCoは、2024年10月11日付で、対象者との間で本資本業務提携契約を締結し、また、公開買付者は本株式併合の効力発生後に大和証券グループとの間で本株主間契約を締結する予定です。本資本業務提携契約及び本株主間契約において、ヒルハウス、対象者及び大和証券グループは、本取引完了後の対象者の取締役会の構成については、取締役の人数は最大11名とし、最高経営責任者は自ら取締役になるとともに他の経営陣から最大2名を、公開買付者が最大6名を、そして、大和証券グループが最大2名をそれぞれ指名する権利を有することを合意しております。また、ヒルハウスは、(a)商業上合理的な範囲において、対象者の従業員について、本スクイズアウト手続後一定期間、総体として2024年10月11日現在における条件を著しく下回らない条件により雇用を維持するよう努力すること及び(b)既存のインセンティブプランと同等以上のインセンティブプランを対象者の役員に付与することを企図しております。本資本業務提携契約及び本株主間契約の概要については、それぞれ下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本資本業務提携契約」及び「本株主間契約(締結予定)」をご参照ください。

(訂正後)

本公開買付けが成立した後の経営方針について、ヒルハウス及び大和証券グループは、対象者の自主性を尊重しながら、主に上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の各施策を講じることにより、対象者に配慮した上でそのビジネスモデル及び収益構造を転換し、対象者の企業価値を高めることを目指します。

HK HoldCoは、2024年10月11日付で、対象者との間で本資本業務提携契約を締結し、また、公開買付者は本株式併合の効力発生後に大和証券グループとの間で本株主間契約を締結する予定です。本資本業務提携契約及び本株主間契約において、ヒルハウス、対象者及び大和証券グループは、本取引完了後の対象者の取締役会の構成については、取締役の人数は最大11名とし、最高経営責任者は自ら取締役になるとともに他の経営陣から最大2名を、公開買付者が最大6名を、そして、大和証券グループが最大2名をそれぞれ指名する権利を有することを合意しております。また、ヒルハウスは、(a)商業上合理的な範囲において、対象者の従業員について、本スクイズアウト手続後一定期間、総体として2024年10月11日現在における条件を著しく下回らない条件により雇用を維持するよう努力すること及び(b)既存のインセンティブプランと同等以上のインセンティブプランを対象者の役員に付与することを企図しております。本資本業務提携契約及び本株主間契約の概要については、それぞれ下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本資本業務提携契約」及び「本株主間契約(締結予定)」をご参照ください。

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本臨時株主総会(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」で定義します。)において、公開買付者の指名する候補者2名を取締役として選任する旨の議案を上程する旨を対象者に要請することを予定しております。

## (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

&lt; 前略 &gt;

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を2025年1月下旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日(本書提出日現在において、2024年12月上旬を予定しております。)が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して基準日設定公告を行うことを要請する予定です(なお、本書提出日現在未定ですが、公開買付期間中に基準日設定公告が行われる可能性もあります。)。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主(注)は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

&lt; 後略 &gt;

(訂正後)

&lt; 前略 &gt;

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと並びに公開買付者の指名する候補者2名を取締役として選任することを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を2025年1月中旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日(本書提出日現在において、2024年12月上旬を予定しております。)が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して基準日設定公告を行うことを要請する予定です(なお、本書提出日現在未定ですが、公開買付期間中に基準日設定公告が行われる可能性もあります。)。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主(注)は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

&lt; 後略 &gt;